
平成30年度
教育委員会の事務の
管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

平成30年12月
高知市教育委員会

■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「新たな学力向上対策」、「特別支援教育の充実」、「中学校給食の実施」の3項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学教職実践高度化専攻長の柳林信彦氏と元高知市立学校長の副田謙二氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

教育長 山本正篤

《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

■事務の管理及び執行の状況の点検・評価について	1～2
【対象事務1】新たな学力向上対策	
～学力向上推進室の取組～	3～9
○点検・評価委員の意見・提言への対応	5～8
○個別事務事業の点検・評価シート	
学力向上アクティブ・プラン～学力向上推進室の取組～	9
【対象事務2】特別支援教育の充実	
～「特別支援学級担任の指導力の向上」と	
「校内支援体制の整備」～	10～18
○点検・評価委員の意見・提言への対応	13～16
○個別事務事業の点検・評価シート	
特別支援学級サポート事業	17
特別支援教育学校コーディネーター研修及び担当者会	18
【対象事務3】中学校給食の実施	
～給食開始に向けた給食運営体制の整備～	19～23
○点検・評価委員の意見・提言への対応	20～22
○個別事務事業の点検・評価シート	
給食開始に向けた給食運営体制の整備	23
■点検・評価委員からの意見等	24～30

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県，市区町村を問わず，全ての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成20年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

3 項 目

点検・評価を行う項目については，全ての事務に対して行うことは難しいため，平成30年度の教育施策の重点課題として「新たな学力向上対策」，「特別支援教育の充実」，「中学校給食の実施」の3項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

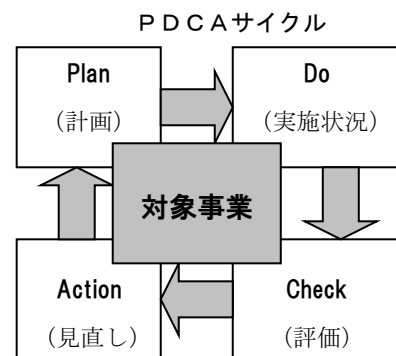
4 点検・評価の方法

(1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題を挙げて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の3段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることをとしています。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。	達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
A	目標を上回る成果を挙げている。	達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

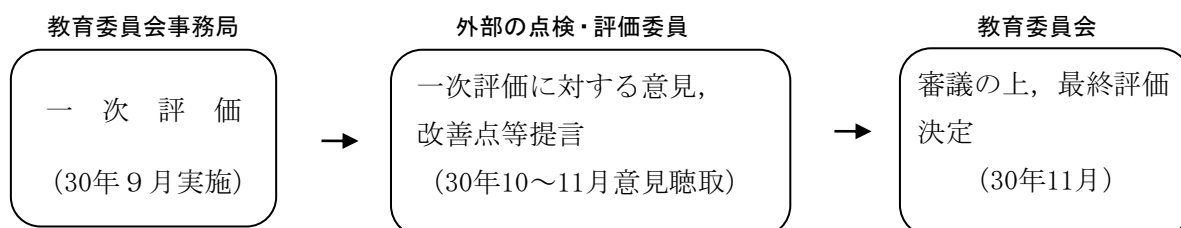
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

(2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



(3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、下記の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は24ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
柳 林 信 彦	高知大学 教職実践高度化専攻長
副 田 謙 二	元高知市立学校長

新たな学力向上対策

～学力向上推進室の取組～

本市では、全国学力・学習状況調査の初年度である平成19年度の調査結果を受け、平成20年度を「授業改革元年」とし、平成24年度からは「学力対策第二ステージ」と位置付け、学力対策と生徒指導対策を両輪として、学力向上に取り組んできた。

「学力向上対策」については、平成20年度から平成24年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、平成25年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と、「就学前教育の推進」の2項目に絞って点検・評価を行った。

また、平成27・28年度においては、これまで点検・評価において「学力向上対策」事業の一つとしていた「幼児期の教育と小学校教育の連携」を重点的な取組として特化し、「保幼小連携教育の推進」について点検・評価を行った。

全国学力・学習状況調査における本市の結果は、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っておらず、中学校においても改善傾向ではあるが、目標である全国平均レベルには至っていない。こうしたことから、「学力対策第二ステージ」の最終年度となった平成29年度からの4年間において「学力向上アクティブ・プラン」を展開し、これまでの取組を継承しつつ、学力向上対策の更なる充実を図っている。

「学力向上アクティブ・プラン」実施2年目となる平成30年度の重点事項の1つとして「**学力向上推進室**」の設置による学校への指導支援体制の強化がある。本市の喫緊の課題である教員の指導力向上や児童生徒の学力向上において、学力向上推進室から学力向上推進員や指導主事を派遣し、課題解決に向けた機動性のある取組を推進することで、本市が目標としてきた小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校は全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目指している。

学力向上 *Active* アクティブ・プラン 平成29年度～平成32年度（抜粋）

Active 1 各事業のRPDCAサイクルを確立し改善を図る

- ①これまで以上に機動性をもって指導できる体制を強化するための学力向上推進室を設置して学校訪問と進捗管理を行う。
- ②学びの羅針盤（授業づくりハンドブック）及び授業アイデア例の活用と実践

Active 2 各校の状況分析と必要な手立ての提案

学力向上総括専門官を招聘し、指導主事等との訪問指導により、各校の状況分析と必要な手立てを提案する。特に、算数・数学を核とした授業改善を推進し、その取組を高知市全体に普及することで学力の向上につなげる。

Active 3 新学習指導要領の理解と教育課程の編成

新しい時代を切り拓いていく資質・能力の育成を目指して、新学習指導要領の理解を深め、移行期の取組を推進するために、教育課程に関する研修や学校訪問を実施する。また、カリキュラム・マネジメントモデル事業や教育課程拠点校事業を継続し、取組の改善・拡充を図る。

学力向上推進員（スーパーバイザー）による学校経営計画に基づいた学校運営への指導助言と初任者の育成への支援を行う。また、指導主事による「学びの羅針盤」や「授業アイデア事例集」を活用した具体的な授業づくり、授業改善に関わることにより、教員の指導力向上を図り、子供たちの学力向上を目指す。

指定校（潮江東小）、拠点校（旭中、朝倉中、西部中、春野西小、高須小、潮江南小）に対して、高知県教育委員会学力向上総括専門官の齊藤一弥先生から、教材研究や授業研究を通して、新学習指導要領の目指す授業づくりや授業改善の方向性について具体的な指導・助言をいただく。また、その内容をHP等で紹介する。

小学校は平成32年度、中学校は平成33年度の全面実施に向けて、本年度共に移行期間となった新学習指導要領の趣旨を教材研究や授業研究を通じて普及し、子供たちに育成すべき資質・能力を育むための授業づくりを推進していく。また、学校運営への指導助言等を通じて、組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実を図る。

1 計 画

(1) 目標

全国学力・学習状況調査において、小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校においては全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目標とする。

学力向上対策として、平成29年度からの4年間に「学力向上アクティブ・プラン」を展開し、これまでの取組を継承しつつ、新たな学力向上のための取組（校内研究体制や学年会、教科会の強化・充実。若年教員の指導・育成。）の更なる充実を図っていく。

(2) 目標設定の理由

平成24年度から学力対策第二ステージの取組を進めてきたが、平成30年度の全国学力・学習状況調査では、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っていない。中学校においても改善傾向ではあるが、目標である全国平均レベルには至っていない。こうしたことから、平成29年度からの4年間「学力向上アクティブ・プラン」を展開しているが、これまでの取組を継承しつつ、学力向上対策の更なる充実を図っていく必要がある。

(3) 対象事務の現状、課題等

平成30年度の全国学力・学習状況調査では、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、ここ数年、特に国語に関して下降傾向が見られる。中学校においても改善傾向ではあるが、全国平均レベルとの差は大きく、特に数学に課題が見られる。

小学校段階からのつまずきや学力の二極化等の課題を解消し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくりにより、子ども達の学力向上と教員の資質・授業力向上を進めていかなければならない。

2 実施状況（平成30年度）

■平成30年度学力向上対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
学力向上アクティブ・プラン ～学力向上推進室の取組～	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成30年度）

評 価	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
------------	-------------------------------

授業改善を中心とした学力向上の取組を引き続き推進していく方向性は良いと判断する。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

全国学力・学習状況調査のここ数年の結果から、小学校において下降傾向が見られており、特に国語においてその傾向が顕著である。中学校においても長期的に見れば改善傾向ではあるが、全国平均レベルとの差は大きく、特に数学の課題が大きい。新学習指導要領の趣旨に沿った授業改善に教員が主体的に取り組む姿勢を育むために、指導主事等が学校訪問を行い、学年会や教科会における直接的な指導及び支援が必要である。

(2) 改善策の検討

長期的視点で見れば、これまでの学力向上対策は一定の成果が出ている。平成29年度から4年間計画で「学力向上アクティブ・プラン」を展開しているが、これまでの取組を継承しつつ、学力向上対策の更なる充実を図っていく。

「学力向上アクティブ・プラン」は、各学校の実態に応じて機能的・主体的・組織的に取組を実施するための支援を行うとともに、新学習指導要領の実施に向けて教育課程の見直しや授業づくりを行うことで学力向上を図っていく。

アクティブ・プラン実施2年目となる本年度の取組の重点事項の1つに、学力向上推進室の設置による学校への指導支援体制の強化がある。本市の喫緊の課題である教員の指導力向上や児童生徒の学力向上において、各学校の学力調査結果及び学力向上の取組の実情を基に、学力向上推進室から指導主事を派遣し、機動性のある課題解決に向けた取組を推進することで、更なる教員の資質・授業力向上を進めていく。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

高知市の児童生徒の学力状況は、小学校においては、全国平均を超える状況ではあるが、思考を要する問題や記述式問題への課題は依然として残っており、中学校については、徐々に上昇傾向にあるものの、国語B、数学A・B問題については未だ全国平均を大きく下回る状況にある。

また、学習指導要領改訂に伴い、今後、学力課題の改善と併せて、学校として子ども達に育成すべき資質・能力を育むために「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりの推進が必要となる。

さらに、本市においては、今後数年の間に管理職、また、同世代のベテラン教員の多くが退職となり、それに伴い、若年教員の増加が想定されることから、学校の組織的な運営や教員の授業力向上について、指導支援体制をより強化する必要がある。

こうした課題に対応していくために、学校への指導支援を担う組織として、新たに学校教育課内に「学力向上推進室」を設置した。

学力向上推進室には7名の学力向上推進員（スーパーバイザー）と、7名の指導主事が配置されている。室長は学力向上指導監が務め、7名の指導主事の内1名が主任室員として副室長の業務に当たっている。学校運営に対して支援を行う学力向上推進員と、教員に対して指導・助言を行う指導主事が、学校経営と授業改善の両面から指導支援に当たることで、機動性のある学力向上対策を推進していくことを目指している。

以下、いただいた6つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 全国学力学習状況調査結果の多面的な分析

【提言①に対応する取組】

全国学力・学習状況調査における、国語や算数・数学などの教科に関する調査の結果を詳細に分析し、校長会等を通じて課題と対策等の情報を提供するとともに、要請を受けた学校に指導主事等が訪問し、学校個別の結果分析を基に実態に応じた具体的な課題の提示と改善に向けた取組の方向性を明確に示している。

また、児童生徒や学校に対する生活習慣や学校環境に関する質問紙調査の結果と、教科に関する調査の結果の相関を分析し、きめ細かい改善策を提示している。児童生徒の学力と密接な関係にある学習や生活の習慣等についても、学校はもちろんのこと、保護者に対してもリーフレット等を通じて周知を図り、家庭における具体的な支援や協力をお願いしている。

提言② これまでの学力向上対策の取組に対する学校ごとの成果及び課題の分析

【提言②に対応する取組】

支援訪問を行う学校の調査結果を詳細に分析し、教科・領域別の課題を明確にすることで、より具体的な改善策を学校に対して提示することができている。こうした分析データは指導主事が各学校の研修職員会等において教職員に直接説明し、各校の特徴的な課題や重点事項等についてきめ細かな情報提供を行っている。また、中学校の校区単位での小中連携における学力分析の依頼も多くあり、校区内の小・中学校の教員が連携し、校区における課題を共有することにより、児童生徒の実態に応じた学力向上の取組を行うことができている。

**提言③ 効果的な学校経営計画の策定及び学力向上に対する組織的な活動への支援
(例 学力向上推進員の活用等)**

【提言③に対応する取組】

各学校において「学校経営計画」が着実に実施されるよう、学校の進捗状況を確認しながら、必要な支援を行うための訪問を行っている。

訪問内容としては、全ての小・中・義務教育学校に、学力向上推進員が、学校経営計画作成時（4～5月）、中間検証時（7～8月頃）、年度末検証及び評価時（2～3月頃）の年間3回訪問し、主に次の3つの内容について助言等を行っている。

- ① 学校経営計画作成・実施について
- ② 中間検証及び改善策等について
- ③ 年度末検証及び評価と次年度以降の経営の方向性について

学力向上においては、学校の組織的な取組が重要であり、学力向上推進員による計画・検証・見直しにおける丁寧な指導・助言は大変有意義なものとする。

提言④ 指導主事及び学力向上推進員の円滑な学校訪問指導の実施体制づくり

【提言④に対応する取組】

教員の大量退職に伴う、新規採用者の増加に伴い、学校（特に小学校）における若年教員の占める割合は年々増加している。一方、ベテランと若年の間にあり、学校の中核（ミドルリーダー）として活躍が期待される中間層が少ない状況が生じており、指導技術や知識等の継承の機能が弱体化が危惧されているところである。



【城東中学校における校内研修会の様子】

指導主事や学力向上推進員がこうした役割を担う存在となることが求められると考える。

本年度、本市では小学校9校を「学力向上のための授業改善研究指定校」として、研究指定校における組織的な課題解決及び授業実践力・指導力の向上を目指した取組を進めており、学力向上推進員及び指導主事が訪問を行い、主に次の3つの内容について、助言等を行っている。

- ① 全校授業研、研究授業及び協議への参加と助言
- ② 学年や教科の教材研究や学習指導案検討における助言
- ③ 若年、中堅など経験年数に応じた授業力を高める取組への助言

また、県教育委員会の指定事業である『「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業』と『学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業』、また、「学力向上推進対策事業」授業づくり講座に係る拠点校6校（小学校3校・中学校3校）への訪問では、教材研究や授業づくりにおいて、学校の主体性を尊重しながら指導主事が適切な助言等を行うことで、学校からも高い評価を得ている。

こうした指導主事等による訪問指導の実績と評価が、その他の学校からの訪問要請につながったケースも生じており、「教員と共によい授業をつくっていく」真摯な取組が、学力向上推進室の円滑な学校訪問指導につながると考える。

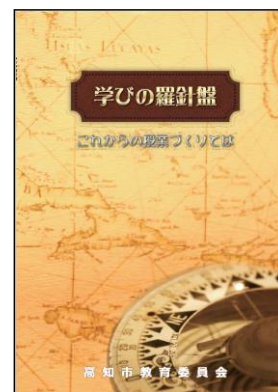
提言⑤ 「学びの羅針盤」の活用促進

【提言⑤に対応する取組】

「学びの羅針盤」は、新学習指導要領に示された、これからの社会で活躍する子ども達に育成を目指す資質・能力を育むための授業づくりの方向性を示している。本冊子は、単元構想、授業実践について、教員が具体的に学ぶことができるものとなっている。

授業づくりに関する研修等の場はもちろんのこと、学力向上推進員や指導主事が学習指導案検討や教材研究等に関して教員に指導・助言を行う際には、必ず「学びの羅針盤」の準備をお願いし、本市の授業づくりのスタンダードとして常に活用している。

今後においても、一層の活用を図っていきたい。



提言⑥ 学力向上対策推進のための人員配置を含む予算獲得

【提言⑥に対応する取組】

教員が子ども達と向き合う時間を確保するための業務改善「働き方改革」の推進は喫緊の課題となっているが、学力向上において、教員の教材研究等の授業準備の時間の確保も同様である。

教員に対するアンケート結果等では、教員の労働環境改善において、教員の増配置等の人的配置の充実が最も効果のあるものとする回答が常に上位を占めている。

また、教員の負担軽減においては、教員の業務を補助する補助員・支援員等の配置の効果が高く評価されており、県教育委員会への教員の増配置の要望とともに、市単独予算で配置される補助員・支援員等の増配置について努力していきたい。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 新たな学力向上対策 】

事業名	学力向上アクティブ・プラン ～学力向上推進室の取組～		担当課	学校教育課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 小・中学校共に、授業改善による学力向上や、学校経営における目標達成のための学校運営への助言等を、学校訪問等を通して組織的、計画的、継続的に行っていくことを目的とする。			
	【事業の概要】 指導主事による「学びの羅針盤」及び「授業アイデア事例集」を活用した具体的な授業づくり、授業改善に関わることにより、教員の指導力向上を図り、子ども達の学力向上を目指す。 小学校は平成32年度、中学校は平成33年度の全面実施に向けて、本年度共に移行期間となった新学習指導要領の趣旨を教材研究や授業研究を通じて普及し、子ども達に育成すべき資質・能力を育むための授業づくりを推進していくとともに、組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実を図る。			
	【達成すべきレベル】 全国学力・学習状況調査（全国平均正答率比） 小学6年生 105（H30：国 97 算101） 中学3年生 100（H30：国 94 数87） ※例年、調査対象は小学6年生及び中学3年生			
2 成果	(1)全国学力・学習状況調査における中学3年生の全国平均正答率との差 国語A H29：-4.7 → H30：-3.4 国語B H29：-8.7 → H30：-4.6 数学A H29：-7.6 → H30：-7.0 理科 H27：-9.4 → H30：-6.4 (2)学力向上推進室の指導主事による学校訪問回数（H30.4月～8月） 延べ528回			
3 課題等	全国学力・学習状況調査においては、小学校については全国平均レベルを維持しているといえるが、ここ数年は下降傾向にあり、原因分析と早急な手立てが必要である。 中学校については、平成19年度の調査開始当初から見れば改善傾向にあるものの、依然として全国平均を下回る厳しい状況であり、各学校の課題に応じた着実な取組が求められる。			
4 改善策の検討	今後、学力調査結果や学力向上の取組の実情を基に、教科指導や事業推進等において訪問指導を充実させ、課題解決に向けた取組を推進していく。			
5 評価	達成度	方向性	評 価 内 容	授業改善を通じた学力向上に対して、学校組織による主体的な取組が行われるよう、授業づくり及び教員の育成等、多面的な指導及び支援を行っていく。
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

特別支援教育の充実

～「特別支援学級担任の指導力の向上」と「校内支援体制の整備」～

高知市立小・中・義務教育学校に在籍する発達障害の診断、判断及び可能性のある児童生徒の割合は増加傾向にある。そのような中、特別支援学級、特に知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し、設置される特別支援学級も増加している。合わせて、通常の学級に在籍する発達障害の診断、判断及び可能性のある児童生徒も増加している。

新学習指導要領総則では第3章第4節「児童（生徒）の発達の支援」と項立てされ、障害のある児童（生徒）に対する、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育の充実が定められている。その中で、障害のある児童（生徒）への教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の意義と役割についても示されている。

本市においても特別支援教育の充実を図るため、「特別支援学級担任の指導力の向上」を図るとともに、通常の学級も含め、障害のある児童生徒への教育的支援を行うための「校内支援体制の整備」について取組を進めている。

1 計 画

(1) 目標

特別支援学級担任の指導力の向上については、特別支援学級サポート事業を通して、特別支援教育スーパーバイザーと指導主事等が、高知市立学校に設置されている知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級に訪問し、指導・助言を行うことと合わせて、学級担任の状態に応じて重点訪問や集中訪問を行い、直接、学級担任に対して授業づくり等の指導・助言を行う（全ての設置学校を訪問する。）。

校内支援体制の整備に関しては、特別支援学校・特別支援学級をはじめ、通常の学級に在籍する発達障害等の診断・判断のある児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成して、組織的な支援を実施している（個別の教育支援計画は100%を目指す。個別の指導計画は100%作成し、学校で組織的な支援が行われている状態である。）。

(2) 目標設定の理由

発達障害に関する法整備等がなされるとともに、発達障害に対する理解が進んだこともあり特別支援学級在籍児童生徒が増加している。中でも、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童生徒数が全体の約92%を占めており、領域・教科を合わせた指導を中心にした知的障害教育の推進や自閉症・情緒障害特別支援教育における児童生徒の実態に合わせた適切な自立活動の展開が求められており、特別支援学級担任の指導力の向上が必要である。

さらに、障害者差別解消法が施行され、特別な教育的支援の必要な児童生徒への対応が求められる中、特別支援学校・特別支援学級はもちろん、通常の学級に在籍する

発達障害等の診断・判断のある児童生徒について、個別の支援計画の作成により、計画的な支援の実施を行うとともに、組織的な校内支援体制の充実が望まれている。

(3) 対象事務の現状、課題等

高知市立学校には199学級の特別支援学級が設置されており、そのうち、知的障害特別支援学級は60学級、自閉症・情緒障害特別支援学級は88学級である。また、特別支援学級担任は、199名中61名を講師が務めており、担任の専門性の向上は喫緊の課題と考える。

発達障害等の診断・判断のある児童生徒についての個別の支援計画の作成は、特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒については100%の作成がなされているが、通常の学級においても、発達障害等の診断・判断のある児童生徒に対し、一人一人実態に応じた適切な合理的配慮の充実を図るため、作成率100%を目指す必要がある。しかし、通常の学級を含めるとその作成率は、小学校等では94.8%、中学校等では80.6%に留まっている。

2 実施状況（平成30年度）

■平成30年度特別支援教育の充実における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
特別支援学級サポート事業	A	a
特別支援教育学校コーディネーター研修及び担当者会	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成30年度）

評 価	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
------------	-------------------------------

対象取組の各事業は、特別支援教育の充実に向けて方向性は良く、事業を継続していくことが必要であると評価するが、特別支援学級の増加や経験の浅い担任の増加に伴い、事業実施の体制については検討の必要性がある。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

講師や特別支援教育の経験の少ない教諭が特別支援学級担任に従事している場合、障害特性の理解や授業づくり等、学習しなければならないことが多く、苦戦していると思われる教員が多い状況である。また、保護者は、就学前から保育所・幼稚園等や

福祉機関、医療機関等からの様々な支援を受けてきたことから、学校に就学してからも、個々の障害に応じた支援内容や体制の整っている特別支援学級への入級を選択することが増加してきており、学校においては、教育内容の充実はもちろん、人的環境や物質的な環境の整備を含め、支援の充実が求められている。

通常の学級に在籍する発達障害等の診断・判断のある児童生徒においても、一人一人の実態に応じた合理的配慮の提供が求められている。学校においては、児童生徒一人一人の障害特性や支援方法について個別の指導計画等を作成して、研修職員会等で共通理解を図っているが、十分とはいえない状態がある。個別の指導計画を丁寧に作成し、計画的に支援を行っていく必要があるが、その作成率は上昇しているものの100%には至っていない。保護者の思いに寄り添い、信頼関係を築きながら、支援会等を通じて関係機関との定期的な情報共有を実施するとともに、切れ目のない支援を引き継いでいくことが重要となる。

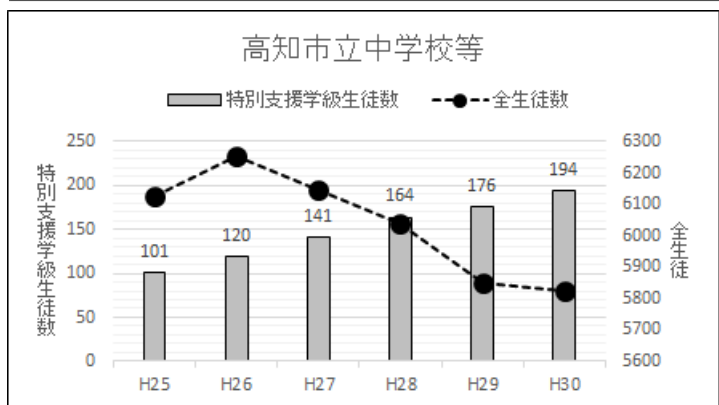
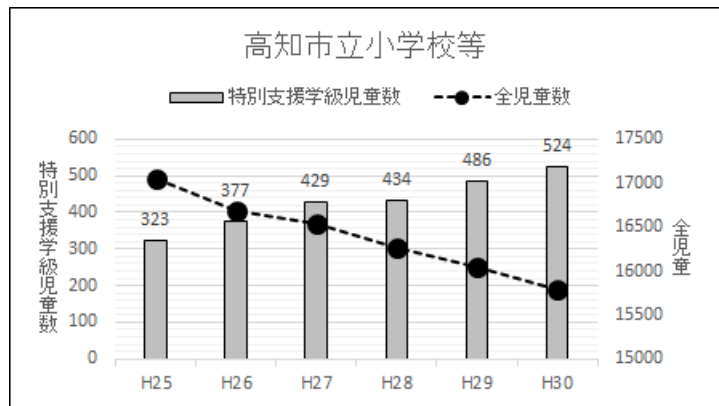
(2) 改善策の検討

全児童生徒総数が減少傾向の中、発達障害の診断・判断のある児童生徒は増加傾向にあり、それに伴い、特別支援学級の在籍児童生徒数は増加している。

今後も特別支援学級への入級を望む児童生徒は増加すると見込まれる。学級担任の専門性の担保については、子どもの特性の見取りなどは専門性を要することが多く、経験を要するため、特別支援教育スーパーバイザーの支援訪問の内容、体制の強化及び充実を図ることが必要と考える。合わせて、発達障害の判断・診断のある通常の学級に在籍する児童生徒に多様な学びの場を保障するため、特別支援学級による支援だけでなく、LD・ADHD通級指導教室の在り方等を検討する必要があると考える。

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒については、日常の支援のためには、支援内容や支援方法について、全教職員が特別支援教育の研修を進め、保護者・関係機関等との支援会を通じて、個別の指導計画を学校で作成し、学校全体として子どもの特性に応じた支援が提供できるような校内支援体制を整えとともに、保護者の思いに沿ったチーム支援を充実させていくことが、より重要であるとする。

【公立小・中・義務教育学校等における在籍児童生徒数の年次推移】



○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、特別な支援を要する児童生徒への理解及び合理的配慮について理解し、ユニバーサルデザインに基づいた教育の提供が必要であり、発達障害のある児童生徒においては適切で十分な支援が提供されないと、自己肯定感の低下、また、より深刻になると不登校、自傷・他害などの二次障害につながるものが懸念されるとご指摘いただいた。

一方、指導主事等やスーパーバイザーの特別支援学級設置校への訪問支援や公開授業研の推進、個別の支援計画の作成と組織的な支援活動の実施を中心とする本事業は、効果的な取組であるとの評価をいただいた。

以下、いただいた8つの提言とその提言に対する取組について述べる。

提言① 授業のユニバーサルデザイン化

② ユニバーサルデザインに基づいた教育提供に関する意識と専門性を養成する教職員向けの研修開発と実施

③ ユニバーサルデザインに基づいた教育提供が学校経営計画に反映されるための学校長及び担任に対する状況に応じた細やかな支援

【提言①、②、③に対応する取組】

小中学校等において、通常の学級に在籍する発達障害の診断・判断のある児童生徒はもちろん、全ての児童生徒への教育的支援については、一人一人の実態に応じた合理的配慮の提供やユニバーサルデザインに基づいた教育の推進が求められている。

高知市教育委員会は、平成30年3月に、新学習指導要領に基づく授業づくりの方向性を示す冊子「学びの羅針盤」を作成し、小・中・義務教育学校の教員全員に配付している。

本冊子は、「授業の土台となる学級（学習）集団づくり」「ユニバーサルデザインを意識した授業づくり」と項立てし、児童生徒理解に基づいたユニバーサルデザインの教育を提供できることを目指した構成となっている。

また、学習集団づくりのポイントや全ての児童生徒に学びの場、活躍の場を保障する有効な実践が紹介されており、先生方にとって、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの方向性を示す「羅針盤」として活用できるよう工夫されている。

本市としては、本冊子を初任者研修や若年教員研修等における集合研修で活用したり、市教育委員会の指導主事等が授業研修等で学校を訪問し、指導・助言を行う際に活用したりと、多くの場で教員の資質・指導力の向上を図っている。

また、各学校においては、校内研修等で活用し、全教職員が、児童生徒理解に基づいた特別支援教育の研修を進め、支援内容や支援方法について、いつでも環境づくりや授業づくりの方向性を確認することで、管理職や特別支援学級担任を

含め、全ての教職員が同じ方向性を持って特別支援教育を推進していけるよう、「羅針盤」としての役割を果たしている。

さらに、「学びの羅針盤」を効果的に活用することで、全ての教員がユニバーサルデザインに基づく授業を意識し、「いつでも、どこでも、だれでも」が、全ての児童生徒に「分かる授業」を提供し、多様な学びを保障できるようにしたい。

併せて、学校全体として、子どもの特性に応じた支援が提供できるような校内支援体制を整備するとともに、保護者の思いに沿ったチーム支援を充実し、学校経営計画に反映されるよう、校内研修等を通して学校支援をしていきたいと考える。

提言④ 特別支援教育に関する管理職研修の実施（学校経営計画への明確な位置付け）

【提言④に対応する取組】

チーム学校として特別支援教育を充実・推進するために、全教職員が明確な指標を共有し、意思統一を行うことは重要であると考えます。そのために、年度当初からの特別支援教育に関する取組の指標として、教育計画に特別支援教育の経営方針が明記されていることが必要である。

合わせて、学校長のリーダーシップのもと校内支援体制の充実を図ることも必要である。

これらのことを踏まえ、次年度の教育計画が作成される時期を見越し、3学期の校長会において特別支援教育に関する基本的事項や、特別支援教育学校コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の役割や業務内容等について説明し、理解を深めてもらう。合わせて、次期教育計画に特別支援教育に関する事項を明記し、学校経営方針に明確に位置付けてもらうよう依頼したいと考えている。

また、特別支援教育スーパーバイザーの定期訪問等において、学校経営計画等をもとに協議するなどして、特別支援教育の充実を図っていききたいと考えている。

提言⑤ 学校長の働きかけによる特別支援教育学校コーディネーターの意識改革

【提言⑤に対応する取組】

学校長がコーディネーターを指名する際、コーディネーターは特別支援教育の校内の推進役となる重要な立場であることや、使命感をもって職務に取り組んでもらいたい旨を学校長から直接人と確認した上で指名することで、コーディネーターの主体的な活動の動機付けになると考えられる。

また、年度当初の職員会において特別支援教育の位置付けや方針、コーディネーターの責務を教育計画に基づき周知する事により、職員が特別支援教育への理解を深め、校内支援体制を充実することにつながると考えられる。

提言④に対応する取組と関連して、3学期の校長会においてコーディネーターの役割や業務内容等について説明し理解を深めてもらい、コーディネーターを核

とした校内支援体制の構築に、リーダーシップをもって取り組んでもらうよう、働き掛けていきたいと考えている。

**提言⑥ 特別支援学級担任研修会及び特別支援教育学校コーディネーター研修会
を1学期始業式までに実施**

【提言⑥に対応する取組】

特別支援学級に在籍している児童生徒については、切れ目のない支援を引き継ぐために、年度替わりの新入学及び学級担任が変更になった場合、家庭・福祉・医療・教育等の関係機関との情報共有等を含めた支援会の実施について、学校への周知を図っている。

ご提言のように臨時教員や特別支援学級担任の経験がない者にとって、4月のスタートは重要な時期と思われるが、新体制ができてから始業式までの期間に、新しい学級担任は引継ぎや入学式に向けて事前の顔合わせや、環境整備等の受入れの準備を行っている。その時期に研修会等で、集合研修を実施することは難しいと考え、新しく特別支援学級担任になった教員のために知っておきたい基礎知識をまとめた冊子等を新たに作成し、「特別支援学級編制届説明会」（始業式前に実施しており、各校1名参加。）にて配付し、学級担任が円滑なスタートを切ることができるようにしていく。

また、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒については、4月と1月のコーディネーター担当者会を開催し、1月の担当者会では引継ぎについて確認を行い、周知を図っていく。

なお、初めて特別支援学級の担任となった教員を対象に、新任特別支援学級担任研修会と新任通級による指導担当教員研修会を合同で、1学期の4～6月に3回実施しているが、できるだけ早い時期に集合研修が実施できるよう開催時期を検討するとともに、特別支援学級サポート事業による特別支援教育スーパーバイザーの重点訪問等によるフォローも効果的に行っていきたいと考える。

提言⑦ 特別支援担当指導主事の増配置

【提言⑦に対応する取組】

教育研究所の特別支援教育班は、主に就学相談や教育相談といった相談業務を担っている。相談件数の増加や相談内容の多様化に伴い、平成26年度から一時的に職員を1名増やし（平成29年度から定数化）、班長と指導主事3名で業務にあたっているが、対象業務の量的及び質的增加には追い付いてはいない現状がある。

また、発達障害の診断・判断のある児童生徒や可能性のある児童生徒の増加に伴い、平成25年～平成30年度にかけて小学校等で自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童生徒数が約2.5倍に中学校等で約2倍に増加している。合わせて、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級は特別支援学級在籍児童生徒数の約90%を占めており、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任の

専門性の向上が急務である。そのため、本年度から新規事業として特別支援学級サポート事業を立ち上げ、特別支援教育スーパーバイザーを2名配置し、支援にあたっている。

また、就学相談や教育相談に伴い行う知能検査の実施件数は、平成29年度で302件となっており、相談業務に係る担当者には専門性が求められている。

このような状況を踏まえ、特別支援教育の充実に向けて、指導主事の増配置も含め、マンパワーの充実が必要であると考えている。

提言⑧ 国立及び県立特別支援学校教員との人事交流促進

【提言⑧に対応する取組】

インクルーシブ教育システムの推進に伴い、平成25年9月に学校教育法施行令の一部を改正する法律が施行された。これにより、特別支援学校の対象となる児童生徒でも保護者や本人の希望、障害の程度など総合的な観点から就学先を決定できるようになった。

比較的支援が多く必要な児童生徒が地域の小・中学校等の特別支援学級に在籍して支援を受けるということも少ないことではないと思われる。このような状況の中、提言いただいた国立や県立特別支援学校教員との人事交流は、本市立学校教員の専門性の向上のために有意義なものとする。現在も市立特別支援学校とは人事交流があるので、小・中学校等の特別支援学級においても人事交流が行われるよう要望していきたい。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 特別支援教育の充実】

事業名	「特別支援学級担任の指導力の向上」と「校内支援体制の整備」（特別支援学級サポート事業）		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 特別支援学級（特に、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級）において、「主体的・対話的で深い学び」の授業づくり及び個々の障害特性に応じた支援活動ができるように、学級担任の指導力の向上を図る。</p> <p>【事業の概要】 指導主事等及び特別支援教育スーパーバイザーによる定期訪問や、学級の状態に応じた重点訪問及び集中訪問を行い、児童生徒の障害特性を見取り、「個別の支援計画」の見直しを行ったり、経験の浅い学級担任に対する授業づくりの助言を行ったり、苦戦していると思われる学級担任のフォローをしたりして、学級担任の支援を行う。また、定期訪問の際には、管理職の面談を行い、学校における特別支援教育の充実を図るように努める。</p> <p>【達成すべきレベル】 ・特別支援教育スーパーバイザーと指導主事等が知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されている57校を訪問し、指導・助言を行う。 ・全ての知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を訪問して支援を実施する。 ・知的障害教育における公開授業研究を3校の知的障害特別支援学級で実施する。 ・自立活動の公開授業研究を2校の自閉症・情緒障害特別支援学級で実施する。</p>			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害及び自閉症・情緒障害学級設置校の57校中34校の訪問を実施できた。 ・経験の浅い学級担任に対し重点訪問を12校（116回）、学校長からの要請に基づき集中訪問を15校（27回）実施し、学級担任に児童生徒の特性理解及び支援の方法、授業づくり等に指導及び助言を行った。（H30.7月末時点） 			
3 課題等	<p>新任及び講師が特別支援学級担任となっている割合が高く、学級経営に苦慮していると思われる学級担任が多い。</p> <p>今後も特別支援教育を牽引してきたベテラン教員の退職が続くため、教員の専門性の向上を図るために、継続した訪問が必要と考える。</p>			
4 改善策の検討	<p>本年度は、初回訪問として、全ての学級に1度は訪問しているが、経験が浅い教員又は苦戦していると思われる学級担任に対し、学校長の要請に基づいて、直接、指導及び助言を行う重点訪問や集中訪問のニーズは高く、特別支援教育スーパーバイザーの支援訪問の内容や体制の充実を図る。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	特別支援教育スーパーバイザーが直接学級へ訪問して、指導及び助言を行う方法は、学級担任にとっては効果的であると考えます。
	A	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 特別支援教育の充実】

事業名	「特別支援学級担任の指導力の向上」と「校内支援体制の整備」（特別支援教育学校コーディネーター研修及び担当者会）		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 特別支援教育の充実に向けて、校内支援体制の整備を行うことができるよう、特別支援教育学校コーディネーターが、担当として必要な専門的知識及び技能を習得し、資質の向上を図る。</p> <p>【事業の概要】 第1回担当者会（4月24日実施）では、特別支援教育学校コーディネーターの役割と「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の意義と作成について、また、「切れ目のない支援の充実」に向けての支援会等について説明し、発達障害の診断・判断のある全ての児童生徒の適切な支援のために「個別の支援計画」の作成と実施を周知した。第2回担当者会（1月11日予定）では、12月に実施される「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」の集計の報告等を行う予定である。 特別支援教育学校コーディネーターの研修会（7月25日実施）では、「自閉スペクトラム症等の理解と対応について」と題し、発達障害のある子どもと保護者や教員などの支援者をサポートする団体の代表者を講師に、講義及び演習を行った。</p> <p>【達成すべきレベル】 特別支援学校・特別支援学級をはじめ、通常の学級に在籍する発達障害等の診断・判断のある全ての児童生徒について、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成を行い、組織的な支援を実施する。個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成率を100%にする。（個別の教育支援計画は100%を目指す。個別の指導計画は100%作成し、学校で組織的な支援が行われている。）</p>			
2 成果	<p>特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成率は100%を達成しており、計画的な支援の提供を実施している。通常の学級に在籍する発達障害の診断・判断のある児童生徒を含むと、個別の支援計画の作成率は、小学校等で約94.8%、中学校等で約80.6%となり、昨年よりそれぞれ、8.5%、2.9%増加している。通常の学級の児童生徒についても、保護者と情報共有しながら、計画的な支援の提供に努めている。 (H29.12月調査) ※H28.12月調査 小学校等 86.3% 中学校等 77.7%</p>			
3 課題等	<p>個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は徐々に向上しているが、今後は、それらの支援内容の充実を図るとともに、校内支援体制を整備して、着実に支援を行う必要がある。引継ぎの支援会を含め、個々の支援会の実施について、支援会の方法及び内容についても検討していくとともに、各関係機関との連携を図り、児童生徒にとって切れ目のない支援を展開していく必要がある。</p>			
4 改善策の検討	<p>通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒については、日常的な児童生徒の支援のために、支援内容や支援方法について、全教職員が特別支援教育の研修を進め、保護者・関係機関等との支援会を通じて、対象児童生徒の個別の指導計画を学校で作成し、学校全体として子どもの特性に応じた支援が提供できるような校内支援体制を整え、保護者の思いに沿ったチーム支援を充実させていくことが、より重要であると考えます。</p>			
5 評価	達成度 B	方向性 a	評価内容	通常の学級に在籍する児童生徒の「個別の指導計画」を100%作成し、計画に沿った支援を組織的に推進する方向性は良いと考える。
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

中学校給食の実施

～給食開始に向けた給食運営体制の整備～

平成30年9月25日、2つの学校給食センターの運用を開始し、これまで給食未実施であった中学校13校での給食がスタートした。

給食の開始に当たっては、校時調整や食数管理、食物アレルギー対応、配膳室、備品などのハード面の確認等、様々な項目で給食センターや学校と連携し、運営体制を整備してきたが、運営体制は、「円滑な学校給食の実施」を目的にそれぞれの学校が各々の状況に合わせて教職員の共通理解と給食センターとの連携によって確立していくものである。

学校給食が始まり、一定の時間が経過した現運営体制で生じている課題等を洗い出し解決していくため、1年以内に安全で効率的な運営体制を確立する。



【針木学校給食センター】

1 計 画

(1) 目標

平成30年9月25日から、これまで給食が未実施であった中学校において安全安心で美味しい給食を円滑に実施し、全市立学校完全給食実施を実現させる。また、現在の給食運営体制の中で生じた課題を解決するために内容の見直しを図り、給食開始から1年以内に安全で効率的な運営体制を確立させる。

(2) 目標設定の理由

給食未実施校で給食を開始するに当たっては、様々な項目で教職員の共通理解が必要となる。また、運用面においても、生徒の運搬及び配膳の練習等が必要となることから、これらを給食センターや学校と連携しながら取り組み、円滑な給食開始に向け連携体制を構築するため。

(3) 対象事務の現状、課題等

対象校は給食を実施していない学校であることから、日々の食数管理や給食指導等、これまで対応のなかった業務が発生する。学校側の不安要素を払拭する必要がある、給食センターや学校との連携体制の構築が急務となる。

2 実施状況（平成30年度）

■平成30年度中学校給食の実施における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
給食開始に向けた学校との連携による給食運営体制の整備	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成30年度）

評価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
----	------------------------------------

各学校に給食事務や給食指導について共通認識を持たせるため、説明会等を開催して全体に周知する方向性は良いが、各校にはそれぞれの事情による課題があり、状況に応じた個別の対応を行う必要がある。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

課題となる部分が学校によって様々であり、個別対応が必要となる場合が多い。

また、個別対応を行った場合は、その対応状況を他校、給食センター及び教育環境支援課等で情報共有する必要があるが、対応する時期や頻度、難易度等も様々であり、個別対応が多くなるとその情報共有が課題となる。

(2) 改善策の検討

各学校で夏期休業中に実施される教職員研修会において給食関係の説明を行い、その際に出された質疑をまとめ、課題解決は共通対応を基本として全校に情報提供していく。給食センター間及び給食センターと教育環境支援課の間の情報共有については、センター長会や担当者会を通じて行う。

学校給食開始後、11月中旬実施の13校に対する実態調査を基に、給食運用面の現状と課題を把握し、改善に努める。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、中学校給食は、食と食生活について正しい理解と習慣の形成につながるものであり、本事業では、これまで給食が実施されていなかった中学校での給食実施に向け、学校担当者に対する説明会や個別学校訪問での研修会、あるいは、実際に想定したシミュレーション、アレルギー対策など、きめ細やかな支援を実施してきたことを評価していただいた。

また、学校の構造や設備等の違いにより調整が必要なことも理解しており、今後も課題解決に向け取り組んでいくことが求められる事業であると評価をいただいた。

以下、いただいた6つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 食育*の推進

【提言①に対応する取組】

「食」を取り巻く環境は近年大きく変化しており、将来を担う生徒が、成長期に必要な栄養を正しく理解し、食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科における食に関する指導との関連付けや、給食だより等を用いて情報発信をするなど、給食を生きた教材として活用し、食に関する指導を推進していく。



高知市学校給食のキャラクター
「キューちゃん」

合わせて、生徒の食への興味や関心を高めるために、地域食材の旬や食文化、食事のマナー等の情報についても、各家庭への啓発も含めて発信していく。

また、給食が始まったことを機に、「小中学校食育・地場産品活用推進事業」や「食育推進校の指定」への参加にも積極的に関わっていけるよう支援を進めたい。

※食育とは…生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(食育基本法 前文より)

提言② 栄養教諭の配置の促進

【提言②に対応する取組】

2つの給食センターにはそれぞれ2名の栄養教諭が配置されている。栄養教諭は、献立作成や調理業務の確認だけではなく、配送校の「食に関する指導の全体計画」を踏まえ、各学校の実態に応じて、食に関する指導に関わることとしている。

学級担任等が活用できる指導資料や掲示資料の作成など、給食センターの栄養教諭と、学校の給食担当者、教育委員会の栄養士、指導主事が連携を図りながら、各学校の取組に関わっていきたいと考えている。

提言③ 中学校給食実施初期における個別の学校に対する支援の提供

【提言③に対応する取組】

これまで給食未実施であったことから、各学校においては給食を受け入れるスペース等がなく、1階の普通教室等を配膳室として改修し運用している状況であるが、配膳室は学校によって場所や広さが異なり、生徒が運搬する校内動線や距離も異なるため、各学校は、実情に合わせて運用の工夫を行っている。



高知市学校給食のキャラクター
「キューちゃん」

一定期間、給食を実施することでハード、ソフトの両面で、不具合や課題が見えてくることが考えられるため、今後、学校のニーズを調査し、各学校の運用状況を精査した上で、財政面も含め課題解決に向け支援方法を検討していく。

提言④ 中学校給食実施に当たり準備してきた各項目の細かな点検実施
(危機管理体制の構築)

【提言④に対応する取組】

食数管理，給食費管理，食物アレルギー対応等，給食に必要な内容については，事務の手引きを作成し，学校と給食センター，学校と高知市学校給食会などの連絡体制や報告様式等を定めているが，実際に給食を実施していくうちに，改善点が出てくるものと思われる。

食物アレルギーへの対応方法や学校設備の整備，校内運用体制についても，今後，学校のニーズや要望等を確認しながら，必要に応じて事務の手引や校内運用体制の見直し等を行っていききたい。

また，生徒が海外から転入等をしてきた場合に，文化や食習慣の違いから食物アレルギーとは異なる事態が予想されるため，対応を探っていききたい。

提言⑤ 給食に関するアンケートの実施

【提言⑤に対応する取組】

生徒や教職員に給食に関するアンケートを実施し，寄せられた感想や意見を分析することは，今後の給食運営に有益な情報や課題を見出すことができるものと考えているが，これまで給食を実施していなかった学校で給食をスタートして間もなく，まずは給食に携わる教職員，給食センター職員，調理業者が円滑に業務を遂行できるように体制を整備することが最優先と考えている。

生徒や教職員対象のアンケートについては，時間を経て季節も変わり，生徒がいろいろなメニューを喫食した後，各学校の残食量の状況も確認した上で，給食の量や生徒の嗜好，多様な献立であるかどうかなど，その後の給食運営に活用できるアンケートにしたいと考えており，一定期間を経過後の実施を検討していききたい。

提言⑥ 学校における給食運営体制の更なる整備促進

【提言⑥に対応する取組】

給食センター栄養教諭による学校を訪問しての食に関する指導を各学校で計画的に実施するとともに，教職員が活用できる指導資料等の提供など，食育推進の観点から行われる給食指導を充実させるよう支援する。

管理面では，食数管理等，事務的な情報共有についても「事務の手引」や様式等を見直す中で，安定した給食運営体制の確立を目指していく。

また，高知市立学校給食運営委員会を開催し，給食センターでの給食運営や学校の現状等も共有しながら，給食運営体制が充実するようなサイクルを構築し，課題があれば解決していくことを目指したい。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 中学校給食の実施 】

事業名	給食開始に向けた給食運営体制の整備		担当課	教育環境支援課
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 平成30年度2学期から、これまで給食が未実施であった中学校で給食を開始するに当たり、食数管理、食物アレルギー対応及び食に関する指導等、様々な項目で教職員の共通理解が必要となる。また、学校運営でも本稼動前には、校時の調整、備品等の使用方法の確認及び生徒の運搬・配膳の練習等が必要となることから、これらを給食センターや学校と連携しながら取り組み、円滑に給食を開始できるよう準備を進める。また、現在の給食運営体制の中で生じた課題を解決するために内容の見直しを図り、給食開始から1年以内に安全で効率的な運営体制を確立する。</p> <p>【事業の概要】 ・給食運営に係る年次計画、月報及び変更届等、書面による情報伝達や相互確認等に関して学校担当者向けに説明会を開催 ・教職員向けとして、各学校を訪問し研修会を実施 ・確実に給食提供できるよう、委託業者による調理デモの実施 ・生徒の受取及び配膳等の練習を行うための模擬給食の実施</p> <p>【達成すべきレベル】 平成30年9月25日から開始する学校給食を円滑に実施する。 ①給食に係る業務について「学校給食事務の手引」を作成、学校へ周知 ②高知市立学校におけるアレルギー対応マニュアルに基づくアレルギー対応 ③学校設備等の整備 ④運用体制の確認</p>			
2 成果	給食運営に係る学校担当者向け説明会を平成30年5月24日に開催し、13校から33名の参加があった。説明会では、学校と給食センター間の連絡体制や提出書類等、連携に関する項目と、アレルギー対応や異物混入等の対応方法等の周知を行った。また、平成30年6月5日開催の自主校長会において、担当者研修会の状況等についての報告や現状及び今後の予定等を説明したこと等を通して、給食開始に向けて各校での準備を整える事ができた。			
3 課題等	配膳室の広さや生徒の運搬動線など、学校の状況によって課題が異なるため、全校対象の研修会や説明会では個々のニーズに対応できない部分がある。個別対応が必要となるが、その場合、個別対応の情報も他の学校及び給食センターと共有しなければならず、個別対応が多くなるとその情報共有が課題となる。			
4 改善策の検討	給食センター職員は、学校と給食センター間の意識統一を図るため、各学校で行われている職員会や研修会に積極的に参加する。 給食センター間の情報共有についても、定期的に打合せ会等を実施し、情報を共有する。 学校給食開始後、11月中旬実施の13校に対する実態調査を基に、給食運用面の現状と課題を把握し、改善に努める。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	各学校及びそれぞれの給食センターが同じ意識、知識を持ち、給食開始に向け課題を整理し解決していく必要がある。
	B	a		
(参考)	達成度	定性的内容		定量的内容
本事業の評価基準	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

新たな学力向上対策

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- これまで教育委員会は、精力的に学力向上対策に取り組んできており、小学校に関しては全国トップレベルの学力水準となっており、中学校についてもその点数の伸びは全国でも飛び抜けたものとなっている。

そうした中で、新たな学力向上対策として学力向上推進室を立ち上げ、学力向上推進員（7名）と指導主事（6名）が丹念に学校をまわり、各学校の課題に応じた支援活動が行われている。高知市の学力向上対策が確実な成果を挙げている中で、事業の方向性は的を射たものであり、高く評価をすることができる。

今回評価対象となっている事業は、確かに、達成すべきレベルとして設定された全国学力学習状況調査の正答率という点からは数値目標に若干到達しなかったと言えるかもしれないが、上記、学力向上推進室の指導主事の学校訪問は、4月から8月末までの間だけでも延べ528回に及んでおり、着実に実施がなされていることが確認できる。また、これらの学校に対する支援提供により、来年度以降の成果も十分に期待できると考えられる。

こうしたことからすると、担当課は達成度について評価をBとしているが、この点は評価をAとしても良かったかもしれない。今後の発展にも大きく期待できると考えている。

- 教育委員会の取り組んできた授業改善を柱とした学力向上対策の方向性に間違いはなく、今後とも継続した取組が必要であると考えられるものである。

今年度の新たな取組で学力向上推進室が設置され、室長、副室長、指導主事6名、教員OBである学力向上推進員7名からなる人員配置がなされ、『校内研究体制や学年会、教科会の強化・充実、若年教員の指導・育成』を目的として事業がスタートした。

本年度の全国学力学習状況調査の結果は、小学校6年生の国語は全国比97、算数101、中学校3年生の国語は全国比94、数学87であった。小学校は、全国平均レベルを維持していると言えるが、中学校では改善されつつあるとはいえ全国平均との差があり特に数学での差が大きいというものであった。

学力向上推進室では小学校の国語がここ数年下降傾向であることの原因を、教員の世代交代による若年教員の増加に伴う「教員の指導力低下」を挙げている。また、中学校の教科指導の現状分析を行い、教員の指導力向上に繋がる指導主事や学力向上推進員の訪問指導に取り組んできている。

4月からの取組であり、学力向上に直結する成果を数値化できる段階ではないが、その訪問回数が一つの指標となり評価の対象となると考える。担当課の評価「達成度B、方向性a」は、現状としては妥当と考える。

教育委員会が取り組んでいる学力向上対策の分析を総合的に行い、適切な方策を立て、学力向上推進室が中心となって、学校と共に取組を進めてもらいたい。

2 改善点等の提言

- 学力向上アクティブプランでは、学校の実体に応じて機能的・主体的・組織的取組を実施するための支援を行うとされている。この方向性は正しく、学校における授業力や学習指導の力量は、学校の組織的な力量に依ることが大きい。学校は組織として教育を提供しているために、効果的な学校経営計画の策定や学力向上に対する組織的な活動が重要となる。

そうしたことからすると、主として学校経営に関する事項について支援を行う「学力向上推進員」の役割が大変重要であり、校長が学校経営計画を立てる際の支援等にも十分な時間を割くことが必要だと思われる。

- 学力の定着は、教員の指導力に負うところが大きいのは言うまでもない。教員の大量退職による若年教員の増加は、教科指導力・学級経営力（技術力）の低下につながり、子ども達に対する学習内容の定着状況にも影響がある。

しかし、経験を積み力量のある教員の指導であっても、全ての子どもにその学習における内容の定着を図ることは非常に難しいことであり、教員の指導力以外の学力の定着を阻害する要素、例えば基礎的事項の定着状況や子どもの生育環境等についてその分析を行い、それに対する対策も検討することが必要だと思う。

全国学力学習状況調査には学習だけでなくその他の状況に対する質問紙の調査もあり、その結果分析も行う必要があると考える。

- 学習指導は、教員の指導技術力（人間性含む）によるところが大きい。この指導技術は短期間で身に付くものではなく、ある程度の期間（年数）を要するものとする。

採用初任者には4人に1人の指導教員が配置され、十分とは言えないが一定の研修を受ける体制がある。しかし、2年目以降の若年教員に対する研修支援体制は確立されておらず、ベテラン教員の大量退職に伴う若年教員の増加が進行している現在の学校は、その教育力の低下を食い止めることが重要であり、学力向上推進室の設置は意義がある。

この学力向上推進室の機能を最大限に活用するためには、各小中学校が訪問指導を受け入れ、教員の指導力を高める校内研究会・学習会実施のための週行事への位置づけといった校内体制の整備がより重要となる。来年度に向け、各学校の実施体制の整備に向けた働きかけを進めてもらいたい。

- これまで長期にわたって取り組んできた学力向上対策について、その成果や課題を分析し、新たな施策を打ち出してきた。高知市教育委員会が打ち出してきた施策は、どれもその方向としては間違っておらず、一定の成果を挙げてきたと考える。

新たな施策が出されるたびに、学校ではそれへの対応を進めてきているが、各学校には地域的な特色・特性があり、施策に対する成果や課題も一様ではない。学力向上推進室は学校訪問を行い、学校経営や教科指導へのアドバイスを行っており、よりきめ細かな指導助言を行うためにも、学校ごとの特色・特性に応じた分析を行うことが必要であるとする。

学校では管理職や教員が、日々、子ども、保護者及び地域社会と向き合って教育活動を進めている。現状を踏まえた確かな指導助言ができることが学校の力になるものと思う。

- 今回作成され全教員に配布した「学びの羅針盤」は大変素晴らしいものである。受け取った教員の引き出しの中で眠ってしまわないように、校内の教科研究会・研修会はもとより、種々の教員研修会において研修資料として持参し、活用できるように研修内容の工夫をしてもらいたい。また、内容の見直しを行い、次の改訂の準備にも着手してほしい。
- 子ども達の「主体的・対話的で深い学び」の場である授業が、より質の高いものとなるためには教員の指導力向上が不可欠である。そのためには、教員の教材研究や授業準備のための時間を生み出す環境整備が必要である。

教育委員会は学力向上の方策を示し、学校現場の取組に対する指導・助言を行うとともに、学校の実情に合わせてその環境整備にも尽力するという責務がある。

したがって、子ども達の学力向上に繋がる教員の指導力向上に関する校内研修の充実といった事業や、教員の担っている校務分掌の負担軽減につながる補助員等の増配置にかかる予算獲得に努力してもらいたい。

また、若年教員の指導力向上のための正規教員の増配置についても、県教育委員会へ強く要望してもらいたい。

特別支援教育の充実

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 現在、様々なニーズを持つ子ども達が持つ教育を受ける権利を十全に保証することが求められており、特別な支援を要する子ども達への理解や合理的配慮に付いて理解し、ユニバーサルデザインに基づいた教育提供を行うことが必要不可欠のものとなっている。

発達障害のある子ども達は、授業の内容理解の苦手さ、ルール理解と行動調整に苦手さ等の特徴を示すことも多い。また、こうした子ども達は適切で十分な支援が提供されなければ、自己肯定感や参加感を低下させたり、あるいはより深刻に不登校、自傷・他害などの二次障害へと繋がることも懸念される。

そうしたことを考えると、スーパーバイザーと指導主事の特別支援学級設置校への指導助言活動や公開授業研の推進、個別の支援計画の作成と組織的な支援活動の実施を中心とする本事業は、上記した特別支援教育の課題の解決に効果的な取組であると言える。

- 本年度のサブテーマは、特別支援教育の充実を図るための具体的な方策が示されており、これまでの取組（個別の支援計画の作成、実施、見直し）を継続するとともに、教員の指導力を高める取組を進めてもらいたい。

指導主事やスーパーバイザーの学校訪問指導は、経験の浅い学校管理職や担任経験のない教員にとって心強い取組であると思う。

2 改善点等の提言

- 特別な支援を要する子どもへの教育，あるいは，この発達障害を持つ子どもへの対応，もう一步進んで，それらをもとにした二次障害への対応は，最終的には「分かる授業」をすること，つまり授業のユニバーサルデザイン化が重要となる。

これらは，単に特別支援教育の課題というわけではなく，全ての子ども達を対象とする教育提供の在り方や教育制度の抜本的な改革として構想される必要があると考えられるため，今後は，現在の取組を発展させて全ての先生方が，特別支援教育や発達障害，あるいは，ユニバーサルデザインに基づいた教育提供についての意識と専門性を持てるような研修の開発と実施にも取り組んでもらいたい。

また，上記の課題への対応には，学校全体として（組織として）対応することが重要であるため，学校経営計画においてそうした点が反映されるような校長への支援や担当者への支援についても，個別の学校の状況に応じながらきめ細やかな支援の提供が望まれる。

- 各学校における特別支援教育の充実のためには校内体制整備が大きなポイントとなる。学校経営方針の中に，特別支援教育の基本的事項が明確に示され，教職員が共通認識を持つことが重要である。

年度末までに多くの学校では次年度の教育計画を作成する。次期教育計画の作成までに，管理職に対し，特別支援教育の基本事項，特別支援教育学校コーディネーターの役割及び業務内容等について研修を実施し，管理職自身の特別支援教育に対する理解を深めることで，特別支援教育が学校経営方針に明確に組み込まれ，学校体制の整備につながることを期待できる。

- 特別支援教育の充実を図るためには，各学校の推進役であるコーディネーターの資質の向上と意識改革が鍵を握っている。

コーディネーターは学校長の指名によって決定されることとなっていると思う。年度初めの校務分掌決定の際に，学校長がコーディネーターの職務について当人に説明することによって，任命された教員自身の意識変革を図ることができると思う。

また，年度当初の職員会において特別支援教育の位置付けやコーディネーターの責務について説明することによって，教職員への理解が深まり校内支援体制の整備を進めることができると思う。

このような「校長の年度末から年度初めの働きかけ（動き）」を校長会などで提示していくことも，高知市教育委員会として考えてみてはどうか。

- 特別支援学級の設置は，前年度の1月に決定され担任の配置等の準備が進められるが，年度末に新たな学級の設置が決定される場合もあり，正規の教員配置が間に合わず臨時教員が担任となるケースが見られる。

近年は教員の大量退職の時期を迎え、経験を積んだ特別支援学級担任も例外ではなく、正規の教員であっても特別支援学級担任の経験がない者が新たに担任となる場合も見られるとのことである。

こうした臨時教員や経験の浅い教員に対する研修を、夏休みまで待つことなく、年度初めの春休み中に実施することを検討してもらいたい。

併せて、特別支援教育学校コーディネーター対象の研修会も実施することを検討して欲しい。

- 小中学校ともに子ども全体の人数は減っているが、特別な支援が必要な子どもは増えている。個別支援計画作成と実施のためには、その状況を観察し適切な指導を行うことのできる指導力のある学級担任の育成が重要である。子ども達に寄りそう指導支援を行うためにも、学級担任への確かな助言を行うことができる、特別支援教育担当指導主事の必要性がますます高まっていると考える。

指導主事の配置は、財政上の問題もあり簡単ではないが努力してもらいたい。また、スーパーバイザーの増員についても引き続き努力してもらいたい。

- 高知市立の特別支援学校と市立学校との教員交流は、通常の人事異動の中で実施されているが、県立や国立の特別支援学校との人事交流はほとんどなされていない。特別支援学校と市立学校では障害の程度や支援体制といった運営・経営の在り方に違いがあり、その手法を習って実践できる状況にはないかもしれないが、専門的な知識を有している教員が身近な存在となることは意義のあることではないかと考える。

教員の人事異動については県教育委員会が行っており、特別支援学校の教員の人事交流についても要請することができると思う。柔軟な考えを持ち、高知市の特別支援教育の推進に寄与するような教員の交流を要請することを検討してはどうか。

中学校給食の実施

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 生活や嗜好が多様化し食生活についても外食や中食などが進み、個人の嗜好や時間の使い方、あるいは経済性が優先されることが多くなり、生活習慣病の要因となってしまうことも多い。一方で、少子高齢化社会の進展の中で、高齢者・後期高齢者になっても健康に社会参加することができる社会の形成も望まれている。生涯健康で社会に参加するためには、幼少期からの生活習慣や食習慣の形成は重要な課題である。

そうした中で中学校における学校給食の提供は、食と食生活について正しい理解と習慣の形成につながる事業である。高知市内の中学校はこれまで給食が提供されてこなかったこともあり、必ずしも施設が給食の提供に適した作りになっていない場合もあり、また、中学校自身も給食提供のノウハウを持っていなかった。本事業では、この点に対して学校担当者に対する説明会や個別の学校を訪問しての研修会、あるいは実際に想定したシミュレーションなどを行い、きめ細やかな支援を実施している。ま

た、最も懸念されることの一つであるアレルギー対策も、対応策の周知などが行われている。

以上のことから、担当課によって行われている評価は極めて妥当なものであり、課題を改善しつつ今後も強力的に取り組んでいくことが求められる事業であると考えます。

- 高知市の長年にわたる課題であった中学校給食が実施されることとなった。実施に当たっては、運営体制の整備を進めてきて現在のところは大きなトラブルもなく円滑に運営されているように思う。

実施に当たり、学校の校舎の構造や設備等の違いによって調整が必要であることを高知市教育委員会でも想定しており、積極的な整備が進められることを期待している。

2 改善点等の提言

- 学校給食の開始は、子ども達が同一の時間にみんなで同一のものを食することとなるので、食教育の大きな機会となる。食生活を取り巻く環境が変化し続けている中で、生涯健康に社会参加できるための栄養や食事のとり方などについて知識を身につけ、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」の教育は重要である。また、地域の特色ある食材を活用することで、郷土への理解を深めたり、自身が育っている地域をよりよく知るための機会ともなる。

学習指導要領では、特別活動の時間のなかに食育のことが書かれているが、家庭科、社会科などの教育内容と関連づけた教育も可能であり、上記の点に関して効果的であるとも考えられる。

まずは、中学校給食の定着とそのためハード面・ソフト面の支援が中心となるだろうが、そうした事柄が一段落した後は、給食を活用した教育活動のための条件整備（ガイドブックや教材の開発と学校への提供）や支援（研修の実施など）も実施して行って頂きたい。

- 給食を活用した食教育には、食に関する指導の推進に中核的な役割を担うとして導入されている「栄養教諭」の配置が重要となる。現在のところ、法令的には栄養教諭の配置は任意であるが、高知市の全ての中学校で学校給食が始まる中では、一定数の栄養教諭を配置し、効果的な食教育の推進体制を整えることも必要だと思われる。
- 高知市の中学校では、当然、学校給食の経験がこれまでないことから、校舎が給食の外部搬入を予定した形となっていないことや、学校内の導線も給食をクラスに運ぶための工夫が必要となっていたり、あるいは、配膳や食事時の指導に関するノウハウが蓄積されていないことや、校務分掌に給食の担当教員を配置して組織的に給食の提供を行うことの経験はない。

すでに事業としてされている点でもあるが、こうした実施上の細かな部分への継続的な支援を行ってもらう必要があると考えられる。

- 「事務の手引き」「アレルギー対応マニュアル」「学校設備の整備」「運用体制の確認」の項目がある。実際に給食を実施していくうちに、高知市教育委員会が予測したとおり、細かな点で修正が必要な部分が出てくるものと思われる。

特に、給食センターで調理業務にあたっている委託業者との学校、市教委との連携の在り方については、より細かな点検が必要と思われる。特に、アレルギー対応や食中毒、異物混入などのトラブルに関する対応方法（危機管理）については、一定の間隔・期間を置いて給食センター、学校との連絡ルートの確認等を行うことが重要と思われる。

- 研修の実施については、継続して実施してもらいたい。実施したうえでの施設等の整備に関してアンケートを実施することであるが、それは実施当初から計画されていたものであり、円滑な実施・運営を進めていくためには必要なことであるので、見落としがないように行ってほしい。

子どもの中には食物アレルギー等には全く関係なく、学校給食に馴染めないという者が人数は少ないものの存在すると聞く。例に挙げた子どもの意見や感想等を把握するためにも、生徒や保護者の感想や意見、指導に当たっている教員からも感想や意見についてアンケート調査を行ってみてはどうか。

寄せられた感想や意見を分析することで、より良い給食の在り方、今後の給食指導のヒントになるような事項を見出すこともできるのではないかと考える。

- これまで給食を実施してこなかった中学校では、新たに給食指導等の業務が増えた。これに対し準備段階から学校に対して運営体制の構築などを要請し、具体の説明も行ってきているので現在のところ大きな混乱は生じていないようであり、これまでの教育委員会の対策が功を奏していると考ええる。

給食実施に関するハード面の整備は当然のことであるが、生徒への給食指導といった面での教員への具体的な指導事例の整備も必要となってくるのではないかと考える。

今後、食育推進の観点から行われる給食指導や栄養指導は、中学校教員の負担感を伴うことが想定される。そのような思いを払拭するためにも、指導資料や指導例などを作成し、学校・教員に提示する必要があると思う。

■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で11年目となりました。

本年度点検・評価対象とした3項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに、点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この3項目につきましては、それぞれP D C Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいりたいと考えております。

平成30年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の

点検及び評価結果報告書

////////////////////////////////////

発行年月 平成30年12月
発行 高知市教育委員会
編集 高知市教育委員会 教育政策課
〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号
電話番号 (088) 823 - 9478 (直通)

////////////////////////////////////

平成30年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

高知市教育委員会